

神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号）新旧対照表

改正	現行
<p>(<u>役務提供契約の締結等</u>)</p> <p>第36条 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）は、保護者から、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書に規定する申出を受けて役務提供契約（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。以下同じ。）を締結する場合には、次条第1項の書面（電磁的記録を含む。第39条及び第40条第1項第3号を除き、以下同じ。）の提出を受け、当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又はその写しを保存しなければならない。</u></p> <p>2 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、保護者から、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書に規定する申出を受けて特定携帯電話端末等（同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）を販売する場合には、次条第2項の書面の提出を受け、当該特定携帯電話端末等を販売した日から起算して1年が経過する日までの間、当該書面又はその写しを保存しなければならない。</u></p>	<p>(<u>携帯電話インターネット接続契約時の申出に関する書面の提出</u>)</p> <p>第36条 <u>保護者は、次に掲げる場合において、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年が業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定めるもの、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>青少年を携帯電話端末又はPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）の使用者とする携帯電話インターネット接続役務（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。以下「携帯電話インターネット接続契約」という。）を保護者が締結するとき。</u></p> <p>(2) <u>青少年が携帯電話インターネット接続契約を締結するとき。</u></p>
<p>(<u>役務提供契約締結時等の申出に関する書面の提出</u>)</p> <p>第37条 <u>保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年が業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ない理由として規則で定めるもの、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供者に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>保護者は、青少年インターネット環境整備</u></p>	<p>(<u>携帯電話インターネット接続契約の締結等</u>)</p> <p>第37条 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前条に規定する書面の提出があつた場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続契約（青少年を携帯電話端末等の使用者とし、又は青少年を当事者とするものに限る。第40条第1項第1号において同じ。）を締結することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該携帯電話インターネット接続契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、当該</u></p>

改正	現行
<p>法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、保護者の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を行う旨、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。</p>	<p>書面若しくはその写し又は当該書面に記載された理由、保護者の氏名その他規則で定める事項を記録した電磁的記録（第40条第1項第2号において「書面等」という。）を保存しなければならない。</p>
<p>第38条（略）</p>	<p>第38条（略）</p>
<p>（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務）</p>	<p>（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務）</p>
<p>第39条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年を相手方とし、又は青少年を携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。）の使用者とする役務提供契約</p>	<p>第39条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、青少年を携帯電話端末等の使用者とし、又は青少年を当事者とする携帯電話インターネット接続契約</p>
<p>（当該契約の内容を変更する契約にあつては、青少年有害情報フィルタリングサービスを新たに利用し、若しくは青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことを内容とするもの又は当該契約の相手方若しくは当該契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。次条第1項第3号において同じ。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、保護者又は青少年に対し、書面により、次に掲げる事項を説明しなければならない。</p>	<p>（当該契約の内容を変更する契約にあつては、青少年有害情報フィルタリングサービスを新たに利用し、又は青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことを内容とするもの</p>
<p>(1) 青少年インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項</p>	<p>（当該契約の内容を変更する契約にあつては、青少年有害情報フィルタリングサービスを新たに利用し、又は青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことを内容とするもの）に限る。次条第1項第3号において同じ。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、保護者又は青少年に対し、書面により、次に掲げる事項を説明しなければならない。</p>
<p>(2)・(3)（略）</p>	<p>(1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより、青少年が青少年有害情報の閲覧をする機会が生ずること。</p>
<p>（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等への勧告等）</p>	<p>(2)・(3)（略）</p> <p>（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等への勧告等）</p>
<p>第40条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を勧告することができる。</p>	<p>第40条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を勧告することができる。</p>
<p>(1) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が、第36条第1項の規定に違反して、第37条第1項の書面の提出を受けないで青少年有害情報フィルタリングサービスを</p>	<p>(1) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が、第37条第1項の規定に違反して、第36条に規定する書面の提出がないのに青少年有害情報フィルタリングサービスを</p>

改 正	現 行
<p>利用しない<u>役務提供契約を締結したとき、又は同項の書面若しくはその写しを保存していないとき。</u></p> <p>(2) <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、第36条第2項の規定に違反して、第37条第2項の書面の提出を受けないで青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない特定携帯電話端末等を販売したとき、又は同項の書面若しくはその写しを保存していないとき。</u></p> <p>(3) <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、前条の規定に違反して、同条の規定による書面による説明を行わないで青少年を相手方とし、又は携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約</u> <u>_____を締結し、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしたとき。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>利用しない<u>携帯電話インターネット接続契約を締結した</u> <u>_____とき。</u></p> <p>(2) <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者が、第37条第2項の規定に違反して、書面等を保存していないとき。</u></p> <p>(3) <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、前条の規定に違反して、同条に規定する_____書面による説明を行わないで青少年を携帯電話端末等の使用者とし、又は青少年を当事者とする携帯電話インターネット接続契約を締結し、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしたとき。</u></p> <p>2・3 (略)</p>